

10/1 一色西部・一色南部小校区 令和7年度「市長と語る市政懇談会」意見・質問等一覧〔事前提出分〕

整理番号	事前意見・質問等（題名）	内 容	回 答	担当課
1	一色町開正地区における中学校選択制度導入について	<p>【要望】                      一色西部小校区の開正地区は、指定学校が一色中学校とされていますが、通学距離や通学時間がより短い寺津中学校へ通学できるよう「中学校選択制度」を導入してください。昨年11月に開催された「市長と語る市政懇談会」でこのことについて発言したとき、市長から「意見交換の場は作ったほうが良いだろうと思います。」と回答がありました。教育委員会で実施したという話は聞いていません。</p> <p>この件は、本来ならば、2011年の合併時に見直されるべき案件でした。通学に掛かる「時間」は、平等な財産でもありますので、一刻も早く制度の導入を目指す意見交換会を実施しませんか。</p> <p>来年度は中学校の制服が新しくなります。子どもたちの意思を尊重して、制服を「選択」できるようにしたことはとても有意義だと思います。自分が進学する中学校も「選択」できることに重きを置いて、時代に合った改革をお願いします。</p>	<p>昨年11月の「市長と語る市政懇談会」において、中学校区の見直しについて杉浦様からご要望をいただきました。今回ご要望をいただいた学校選択制につきましては、教育委員会ではこれまでも継続して導入しないこととしてきました。と言いますのは、学校選択制を導入した場合、各校の児童・生徒数の見通しが立ちにくく、年度ごとに大きく変わることが考えられます。その場合、教室が不足したり、適正な学校規模が維持できなくなったりする可能性があります。また、児童・生徒数が定まらなければ教職員の数が確定せず、教職員の配置にも支障を来します。施設面においても、計画的な施設整備が困難になります。これらの理由から、現在も、学校選択制を導入する予定はありません。</p> <p>なお、学校選択制ではありませんが、指定学校の変更という制度があります。この制度は、指定学校の変更を希望する方に対し、身体的理由や地理的理由など、それぞれの事情を伺ったうえ、指定学校変更等の許可基準に基づき、許可する制度です。原則として、通学距離が短いという地理的理由だけで指定学校の変更を許可することはありませんが、これまでも個別に事情を伺う中で「身体的理由」により通学の負担軽減が必要になることから、通学距離を短縮するために指定学校の変更を許可した事例がございます。</p> <p>昨年11月に杉浦様から頂いた意見と同趣旨のご意見を頂いたこともございますが、指定学校の変更は個別の問題であるため、意見交換会という形はとりませんでした。関係の皆さんのご意見をもとに、教育委員会として検討を重ねてまいりました。</p> <p>検討結果でございますが、近年の夏場の登下校時の熱中症等のリスクを勘案し、令和8年4月入学予定者等にも適用できるよう、本年9月1日に指定学校変更等の許可基準を一部変更しました。具体的には、「指定学校までの通学距離が、中学校では5km程度以上、小学校では3km程度以上あり、隣接校に変更することで通学距離が概ね半分以下に短縮され、かつ、通学の安全上支障がない」という場合に限り、指定学校の変更を許可することとしました。これにより、開正地区は、一色中学校から寺津中学校へ指定学校変更の許可対象となり得ます。</p> <p>今後も、保護者や地域のご意見なども参考にしながら、必要な変更等には適切に対応してまいります。</p>	学校教育課

10/1 一色西部・一色南部小校区 令和7年度「市長と語る市政懇談会」意見・質問等一覧〔事前提出分〕

整理番号	事前意見・質問等（題名）	内 容	回 答	担当課
(1)	(一色町開正地区における中学校選択制度導入について)	<p>【再質問・要望】                      寺津中学校から大体2キロ未満にある西部小学校に通っている子どもたちというのは、寺津中学校へ行くという申請をすれば行けるという認識でよろしいか。                      もう一つ、寺津中学校に通うことになった子供たちが通る県道に1か所危なそうなところがあります。補修を希望します。</p>	<p>2キロというところで、一色西部小学校の子供たちの中で、ある線引きをしました。一色中学校までは5キロ程度で、もし寺津中学校までが2キロとか、一色中学校までの距離の半分以下であれば、寺津中学校に通うことができます。                      この制度は「このエリアの人は皆さんいいですよ」という制度ではなく、1軒1軒のご家庭から希望申請があったときに、教育委員会で精査させていただいて許可するものです。エリア全体という形ではなじまないかなと思いますので、ご希望の場合は、教育委員会にお尋ねください。</p> <p>県道は、荻原巨海線のことと思います。本日、現場を見てまいりました。道路管理者の愛知県へお話をさせていただきました。愛知県の方は直接現場を見ていないことと、たくさんの道路を管理しているので、修繕が必要な道路がたくさんあり、すぐに修繕するという回答は得られませんでした。今後検討させていただくということで、よろしくお願います。</p>	<p>学校教育課 土木課</p>
2	空き家の放置について	<p>【質問・要望】                      赤羽町内会などで、住民の高齢化に伴って空き家が問題になっています。1人暮らしの高齢者が亡くなると、その多くが空き家となり、放置されています。                      空き家は、近隣の方から苦情などがあれば、市へ情報提供し、所有者への連絡・助言・指導などを依頼していますが、苦情がなければ、町内会も空き家になっているのかどうか分からないため、対策を打てないのが現状です。                      そこで2点質問します。                      1 放置された空き家をなくし、住みやすい地域にするために、市はどんな対策を行っていますか。各町内会ができることは、どんなことですか。                      2 これからの空き家問題は、市と町内会が協力して取り組む必要があると思います。住民が亡くなった場合など、空き家になった可能性がある住宅について市から情報提供してもらえませんか。</p>	<p>1 住む人がいなくなり、放置された空き家が近くにあるのは、ご心配のこととお察しします。                      空き家は民事上の問題が多いこともあり、公益性を害する案件であるなど、行政が介入できることは限られますが、市では、所有者への連絡・助言・指導のほか、1件でも多く放置された空き家がなくなるよう、市の公式LINEや広報にしろ、市ホームページなどを活用し、空き家の危険性など注意喚起を行っております。                      町内会におかれましては、引き続き、市地域つながり課への連絡をお願いするとともに、空き家の所有者、管理人などが把握できるよう、また、所有者等と連絡できる関係性を築いていただければと思います。</p> <p>2 空き家になった可能性については、市から町内会へ情報を提供することは個人情報になりますので、できません。                      お近くにお住まいの方であれば、所有者の方に関する様々な情報をお持ちだと思いますので、町内会内で情報共有を図っていただければと思います。</p>	<p>地域つながり課</p>

10/1 一色西部・一色南部小校区 令和7年度「市長と語る市政懇談会」意見・質問等一覧〔事前提出分〕

整理番号	事前意見・質問等（題名）	内 容	回 答	担当課
3	転入者の町内会への加入について	<p><b>【要望】</b>                      外国人や日本人の若い世代の方が引っ越して来たときに、町内会への加入を要請していますが、拒否されるケースが増えています。                      加入してもらえなかった方は、市役所の窓口で「町内会は任意団体であり、加入するか、しないかは個人の自由」という旨の説明を受けたため、加入しなくても良いと考えているようです。地域の活動など、近所付き合いは「わずらわしい」と感じる方が増えています。                      町内会への加入を要請するときは、ゴミステーションの清掃や川ざらいなどの地域美化、神社や防犯灯の維持管理の必要性について説明していますが、なかなか理解してもらえません。                      市役所の窓口で転入の手続きをするとき、町内会活動が必要な理由を説明して、町内会への加入を「推奨」してください。</p>	<p>少子高齢化や人口減少などを背景に、町内会の加入率は全国的に低下し、社会問題となっています。令和7年4月時点の西尾市における加入率は約8割と、全国平均の7割弱に比べて上回るものの、約2割の方が加入されておりません。                      未加入の要因としては、若い世代や共働き世帯、及び外国人が増えたことが、町内会の加入率低下に繋がっていると言われています。                      町内会は、防災・防犯のみならず、環境美化、地域の交流といった行政では手の届かない様々な事柄に携わっております。特に災害時には、ご近所の顔の分かる付き合いが、生命や財産を守る上でも有効とされています。                      本市としましては、町内会に加入していただくことは「地域を守る」という観点からも必要ですので、転入や転居の際の窓口において、加入を働きかけてまいります。とりわけ、外国人住民には、町内会の存在意義や役割、及び加入の必要性について理解してもらうことが大切であると考えています。                      市では、YouTubeによる外国人向けの「町内会加入」の動画配信、外国人向け情報誌の作成などを行い、災害時の安心や地域住民との繋がりなど、加入のメリットを広く周知しています。                      また、本市へ転入された方に対しては、加入を促すチラシを市民課、又は各支所の窓口で配布し、加入を「推奨」しています。その際、外国人に対してはベトナム語やポルトガル語など多言語に翻訳したものを渡しています。</p>	地域つながり課
4	外国人の転入について	<p><b>【要望】</b>                      一色四区町内会では、3年ほど前から新築住宅が増えています。購入者の多くは外国人です。                      新しい家が建つと町内会への勧誘に行きますが、コミュニケーションが上手く取れません。市ではチラシの作成、ポケットークの貸し出しなどを行っているようですが、上手く伝わらず、ひどいところは居留守を使われ、住人に会うことができない状態です。                      市役所で転入の手続きをするとき、町内会に加入するよう呼びかけたり、地域で言葉が通じなくて困ったときに通訳を派遣したりするようにしませんか。                      現在も建築中の家が何軒もあり、こちらの購入者も外国人だと思われるため、町内会へ加入してもらえようような対策をしてください。</p>	<p>なお、本市では町内会への通訳者の派遣は行っておりませんが、町内会からの要望があれば、地域つながり課において、地域で作成した回覧文書等の翻訳作業を行っています。                      外国人との意思疎通は難しい面もありますが、市としましては、今後は、町内会における外国人の加入状況を把握し、できる限り未加入者に絞って、情報を届けることができるような施策を考えていきたいと思えます。                      こういった施策を推進していくことで、外国人と地域との橋渡し役を担うキーパーソンの育成につながり、町内会への加入促進がいつそう進むことが期待されます。                      最後に、町内会はあくまでも任意団体ですので、市が加入や脱会を強制することはできません。繰り返しになりますが、市民の方が安全・安心な地域で生活できるよう、町内会の重要性について、改めて意識醸成に努めてまいります。</p>	

10/1 一色西部・一色南部小校区 令和7年度「市長と語る市政懇談会」意見・質問等一覧〔事前提出分〕

整理番号	事前意見・質問等（題名）	内 容	回 答	担当課
5	防災用品の備蓄について	<p>【要望】</p> <p>一色南部小学校は、中外沢地区の住民の一時避難所になっており、学校がある日には児童の一時避難所としても使用される計画になっています。一色南部小学校は海拔10cmの場所にあり、校舎は屋上までの高さが約11mあります。津波ハザードマップでは1～3mの津波が来ることを想定していますので、校舎の3階や屋上に避難すれば、安全を確保できるとされています。</p> <p>しかし、潮位が想定以上であったり、校舎が液状化により傾いたり、また、津波がなかなか引かなかつたりということも起こりえると思われ、備えが不足していると感じます。</p> <p>一色南部小学校に避難してきた方の命を守るためにも、備蓄品を十分に備えてください。</p>	<p>まず、津波避難の原則といたしまして、健常者は津波災害警戒区域外へ徒歩で避難していただくこととしており、津波一時待避所は高齢者や小さなお子様など遠くまでの避難が難しい要配慮者とその支援者の方が避難するために指定しているものでございますので、誤解のないようお願いいたします。</p> <p>一色南部小学校は、津波一時待避所に指定しており、近隣にお住いの要配慮者とその支援者の方、また、在校中であれば児童が津波から命を守るために一時的に避難する場所であり、救助が来るまでその場で待機していただく場所でございます。</p> <p>ご心配されております液状化については、校舎の傾き、沈下等は発生する可能性はございますが、国の基準に基づいた耐震性や津波にも耐えうる構造となっていることに加え、津波の高さは地震による堤防の沈下など被害が最大となるケースで1～3mと想定されていますので、5メートル以上の高さがある校舎3階や屋上部分は津波一時待避所として使用可能です。</p> <p>また、備蓄については、一色南部小学校は洪水時と高潮時の避難所としても指定しており、飲料水や食料に加え携帯トイレや毛布、ブルーシートなど、避難してきた方が命を守り救助が来るまでに必要な備蓄品を津波時の想定避難者数より多く備えておりますので、よろしくお願いたします。</p>	危機管理課

10/1 一色西部・一色南部小校区 令和7年度「市長と語る市政懇談会」意見・質問等一覧〔事前提出分〕

整理番号	事前意見・質問等（題名）	内 容	回 答	担当課
6	ごみ出しのマナーについて	<p><b>【要望】</b>                      一色南部小校区では、新築住宅やアパートが増えています。人口が増えること自体は大変喜ばしいことですが、ごみ出しのマナーが問題になっています。マナーが悪いのは一部の方だと思いますが、西尾地区の燃えないごみの袋の中に燃えるごみと燃えないごみが一緒に入っていたり、燃えるごみの中に空き缶が入っていたりすることがあります。そのようなごみ袋は回収されませんので、町内会の役員がごみ袋を開けて再分別しています。                      ごみ出しのマナーは、町内会で「ごみの分け方・出し方ガイドブック」を配布しても改善されません。ごみ減量課に依頼して防犯カメラを設置すると、一時的には改善されますが、設置期間が3か月間限定であるため、元の状態に戻ってしまいます。                      このため、燃えるごみを出す場所を自宅の玄関前に変更してはどうですか。この方法であればしっかり分別されなければ回収されませんので、自ずとごみ出しのルールも守られると思います。                      この方法に限らず、ごみ出しのマナーが守られる方法を考えて、実施してください。</p>	<p>日頃は、ごみステーションの管理に、ご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。                      現在、燃えるごみは、各地区週に2回収集しており、市が指定するごみステーションへ出していただいたものを、市が委託する事業者等が集め、クリーンセンターに搬入しています。                      市内には、約2,000か所のごみステーションがあり、朝8時30分から順に限られた時間内で各ごみステーションを回り、その日のうちに収集を完了しなければなりません。                      今回いただきましたご意見の自宅の玄関前へごみを出す形になりますと、収集箇所は膨大になります。                      そのため、ごみ出しマナーの対策としては一定の効果は期待できると思いますが、今の収集体制では一日のうちに全ての燃えるごみを収集することができなくなるため、費用等の問題からその導入は難しいと考えております。                      市では、ごみ出しマナー向上のための取り組みとして、町内会からのご要望により、日本語版はもとより外国語版も含めた、ごみ分別方法を周知するための掲示物や町内会員への回覧文書を作成したり、また原因者が特定できた場合には、市が直接指導を行いますので、お困りの際には、ごみ減量課にご相談ください。                      また、一部の町内会ではマナーを改善する目的で防犯カメラを設置された事例もあります。町内会が防犯カメラを設置する際には、一定の要件を満たす場合には補助金を交付しておりますので、そうした取り組みも検討してみてください。                      今後も町内会と連携してごみ出しマナーの啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。</p>	ごみ減量課
		<p><b>【再質問】</b>                      可燃ごみで、1家族5袋までという規定があるようですが、草木を剪定した時はかなりごみがでるので、5袋以上になり回収されずに残ります。どうやって5袋以上と判断しているのか。残っていると役員が分散して少ないゴミ置き場に置きに行っています。どっちみち回収するのだから、5袋以上という制限は排除して欲しい。</p>	<p>ごみ袋の数の制限をなせしているかですが、一日でごみステーションを回り回収しております。地域のいろいろな事情で剪定された草木のごみがたくさん出る時期があると思います。草木のごみがたくさん出る時期はどの地域でも結構重なってしまいます。それを一気に出されるとごみ収集が間に合わないという実態が出てまいります。ごみ収集車は地域によっては1回で回り切れず、1日に4、5回往復しなければならぬケースもあります。そういった事情の中で、ある一定の量で留めていただかないと、なかなか収集が回っていかないという現状に合わせてお願いをしている状況であります。                      また、役員の方々が、他のごみステーションに分散して下さっているということで、そのエリアは収集できる状況なのかもしれませんが、収集できない可能性もあり、なかなか市も判断ができかねております。こういった問題について、実は収集業者とも協議はしており、なるべく残していかないような形を目指しております。                      市としましてもなるべく役員の方々にご負担をかけない形を目指すべきだとは思っておりますが、今日のご意見を踏まえてどこまで改善できるか引き続き検討事項とさせていただきます。現時点では、5袋という数字で線引きさせていただくということで、ご理解をお願いします。</p>	ごみ減量課